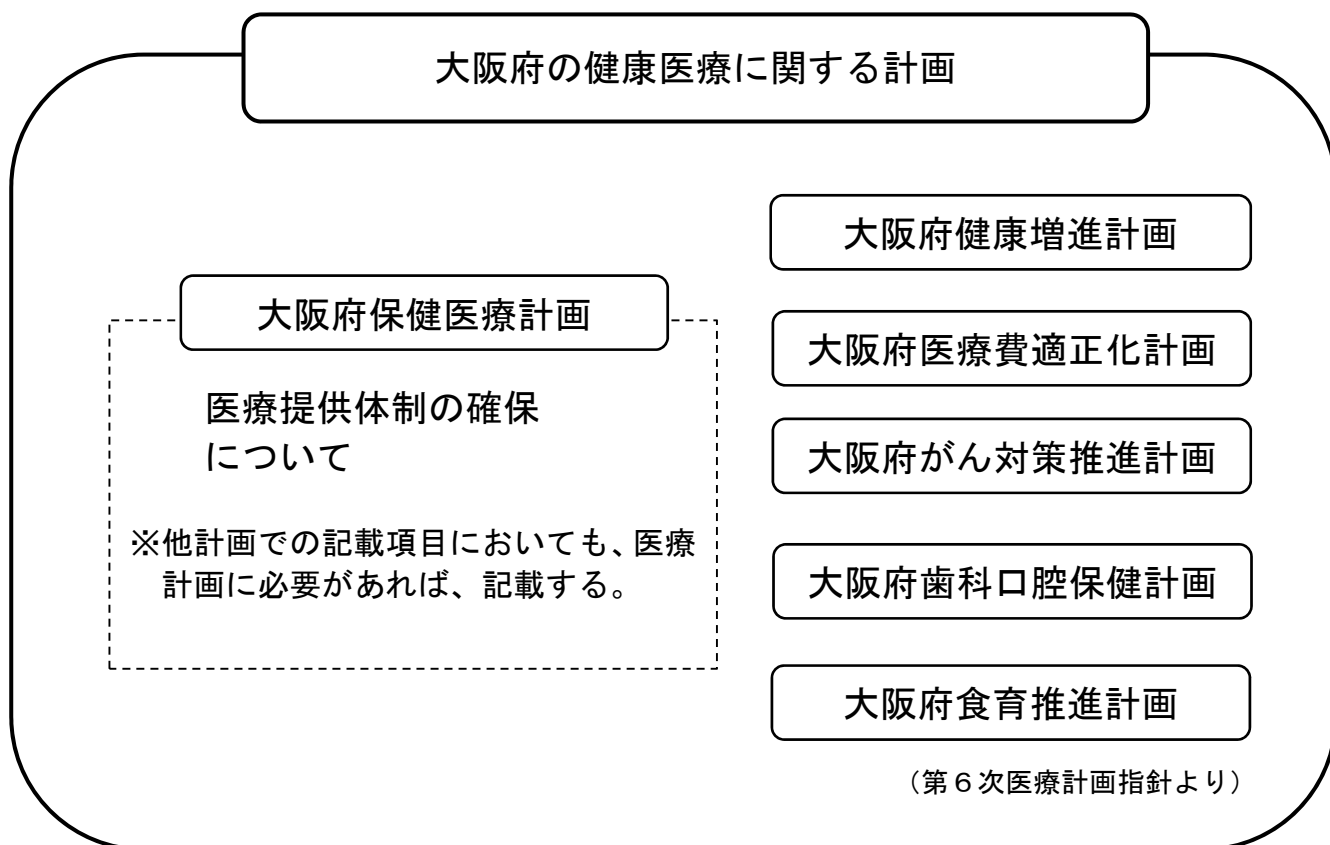


次期大阪府保健医療計画（第 7 次）の策定に向けて

1 次期保健医療計画に対する考え方

- 医療の機能分化・連携を進め、効果的・効率的な医療提供体制の構築を目指すため、5 疾病 4 事業ごとに、高度かつ専門的な医療を実施する医療機関と地域において外来機能等を担う医療機関の役割を明らかにする。
- 医療及び介護を取り巻く地域ごとの多様な状況に対応するため、地域医療構想の実現に向けた今後の方向性を示し、地域包括ケアシステムの構築とも連携した計画とする。
- 急速に進む高齢化に対応するため、ロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎、大腿骨頸部骨折等、高齢者特有の疾病などについて、医療面からのアプローチについて明示していく。
- 次期医療計画では、医療提供体制の確保を基本とした計画とし、平行して策定を進める保健分野等の関連計画と役割分担を行い、それぞれの計画を一体的に考え、平成 29 年度に健康医療に関する各計画を策定する。



2 地域医療構想を踏まえた基準病床数算定・必要病床数等について

【基準病床数】

- 地域医療構想で算出した必要病床数が、既存病床数を上回る場合、国の検討会では、基準病床数の算定において、特例措置（将来の急激な人口増加を見込み基準病床数を算出）の適用が示されている。
- 基準病床数の算定に当たって、病床利用率が国の定める一定の値（一般病床 76%、療養病床 90%）と比較して、各都道府県における病床利用率が高い場合、その数値を上限、一定の値を下限として、各都道府県が定めることとされている。
- 本府では、地域医療構想で算出した必要病床数が既存病床数を上回っており、医療計画作成指針発出後、上記の状況を踏まえ、基準病床数を算定していく。

【必要病床数】

- 国では次期医療計画の改定に当たって地域医療構想で算出した「必要病床数」を基本に今後の方向性が検討されているため、大阪府においても同様の考え方で次期計画の作成作業を進めていく。

【在宅医療等】

- 大阪府地域医療構想での在宅医療等の需要に加え、精神疾患患者の在宅医療需要も検証する。
- 在宅医療等の需要について、外来診療との役割分担も検証する。

3 関連計画（福祉）との整合性について

- 平成 29 年度に同時期改定を迎える大阪府高齢者計画（大阪府高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画）、大阪府障がい福祉計画とは、それぞれの計画策定作業の段階において、情報共有を行い、内容の整合性を図っていく。